

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

コーポレートガバナンスに関する基本方針は下記のとおりです。

1. 当行は、常に最良のコーポレートガバナンスを追求し、その充実に継続的に取り組みます。
2. 当行の持続的な成長および中長期的な企業価値の向上を図る観点から、意思決定の透明性・公平性を確保するとともに、保有する経営資源を十分有効に活用し、迅速・果断な意思決定により経営の活力を増大させることがコーポレートガバナンスの要諦であると考え、次の基本的な考え方に沿って、コーポレートガバナンスの充実に取り組みます。
 - (1) 株主の権利を尊重し、平等性を確保いたします。
 - (2) 株主を含むステークホルダーの利益を考慮し、それらステークホルダーと適切に協働いたします。
 - (3) 会社情報を適切に開示し、透明性を確保いたします。
 - (4) 取締役会による業務執行の監督機能を実効化いたします。
 - (5) 持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、株主との建設的な対話を行ってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【原則4 - 1 - 3】

当行では、最高経営責任者(頭取)の後継者計画は未作成であります。後継者計画の作成に加え、作成の際の取締役会の監督態勢についても、引き続き検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1 - 4】

1. 政策投資に関する方針について

政策保有株式については、「金融機関として取引先との長期的、安定的な取引関係の維持・強化」「当行の事業戦略の充実と相互のリレーション強化」等に資する場合において保有する場合があります。

政策保有株式については、毎年、個別銘柄毎に、価格変動リスクをはじめとする当該上場株式を保有するリスクと、事業上の関係の維持・強化をはじめとする当該政策保有株式を保有することにより見込まれるリターンが、当行が保有するその他の投資資産と比較し、適切な水準にあるかどうかを検証いたします。また、中長期的な取引関係の構築状況、業務提携等の状況が保有目的に沿っているかも同時に検討し、保有の可否を総合的に判断いたします。

なお、状況の変化に応じて、保有の意義が希薄と考えられる場合には、取引先企業の十分な理解を得た上で、縮減するなど見直しを進めます。

これら保有の適否に関する検討を常務会で協議、保有適否を決定しており、その内容を取締役に報告しております。2020年3月末基準で検討の結果、保有する全銘柄について保有の妥当性を確認しております。

2. 議決権行使に関する方針について

当行が保有する政策保有株式の議決権行使にあたっては、当行の株主に対する責任を全うする観点から、別に定める「政策保有上場株式にかかる議決権行使基準」に基づき、当行と投資先企業双方の持続的な成長と中長期的な企業価値、株主利益の向上に資するか否かを基準に、コーポレートガバナンスおよびコンプライアンス態勢なども勘案のうえ、総合的に賛否を判断することを基本方針といたします。なお、株式価値に大幅な変動を与える場合や、議案内容に不明点がある場合は個別に対話を行い賛否を判断いたします。

3. 政策保有株主に関する方針について

当行は、政策保有株主(当行の株式を政策保有株式として保有する会社)から、当行株式の売却等の申し出があった場合、政策保有株主の意向を尊重して対応いたします。また、政策保有株主との間で当行や株主共同の利益を害するような取引を行いません。

【原則1 - 7】

当行は、取締役会規則において、当行役員との間で直接取引を行う場合や競業取引について、当行の取締役会においてその取引の内容等を説明の上、取締役会の承認を得なければならない旨を定めるとともに、その承認後も当該取引に関して重要な事実を取締役に報告しなければならない旨を定めております。

また、当行と主要株主との取引においても、必要に応じて、都度担当部署によるリーガルチェックを行うこととしております。

主要株主…主要株主とは総株主の議決権の10%以上を保有する株主を言います。

【原則2 - 6】

当行における企業年金の積立金の運用は、企業年金基金により行っております。基金は積立金の運用を、複数の運用機関へ委託し、個別の投資先の選定や議決権行使を各運用機関へ一任することで、企業年金の受益者と当行との間で利益相反が生じないようにしております。

基金の協議機関である資産運用検討委員会および決議機関である代議員会は、基金が運用の専門性を高め、また、運用機関に対するモニタリングなど期待される役割を發揮できるよう、市場運用および財務の専門性を有する職員で構成しております。このように専門的な知見を有する構成メンバーにより、定期的に開催する資産運用検討委員会および代議員会での審議を行うことで、基金の運営全般の健全性を確保しております。

【原則3 - 1 - 1】

当行ホームページ(<http://www.miyagin.co.jp>)の企業情報欄に下記項目を開示しております。

1. 会社概要
2. 経営理念および行動規範
3. 組織図
4. 中期経営計画
5. 内部統制に関する基本方針
6. コーポレートガバナンス
7. SDGsの取り組み

【原則3 - 1 - 2】

当行のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方(基本方針)につきましては、本報告書の「1.1 基本的な考え方」に記載しております。

【原則3 - 1 - 3】

報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針と手続は下記のとおりです。

1. 報酬を決定するに当たっての方針

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の業績および企業価値向上への貢献意欲、ならびに株主重視の経営意識を高めるように適切に設定しております。

取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対する報酬等は、「確定金額報酬」、「役員賞与」および「ストックオプション報酬」で構成されております。

また、監査等委員である取締役に対する報酬等は、「確定金額報酬」および「役員賞与」で構成されております。

2. 算定方法の決定に関する手続

(1) 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等は、株主総会で決議された額の範囲内において、指名報酬委員会への諮問とその答申内容および監査等委員会の意見等を踏まえた上で、取締役会において決定いたします。

(2) 監査等委員である取締役の報酬等は、株主総会で決議された額の範囲内において、監査等委員の協議により決定いたします。

(3) 社外取締役の報酬等は、各社外取締役が当行の業務に関与する時間と職責が反映されたものとし、株式関連報酬その他の業績運動型の要素を含まないものといたします。

【原則3 - 1 - 4】

取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続は下記のとおりです。

1. 方針について

取締役会がその役割・責務を実効的に果たすためには、戦略的な方向付けを行う上で、取締役会メンバーとして事業やその課題に精通する者が一定数必要であることに加え、取締役会の公正性・透明性を担保するため、取締役会メンバーの見識・能力および豊富な経験等の多様性を確保することが重要であると考えております。

このような観点から、事業や課題に精通する者を一定数経営陣幹部その他の業務執行取締役候補者および監査等委員である取締役候補者として指名するほか、多様な知見やバックグラウンドを持つ者を、社外取締役候補者として指名することを基本方針としております。

また、取締役会における実質的な協議・検討の機会を確保するとともに意思決定の迅速性を重視する観点から、取締役の員数を18名以内とする旨を定款に定めております。また、当行の取締役のうち、監査等委員である取締役は、3名以上とし、その過半数は社外取締役とする旨を定款で定めております。

頭取を含む経営陣幹部の業務執行取締役としての役職は、法令・定款に違反する重大な事実が判明した場合に、解職手続きを進める方針としております。

2. 手続きについて

当行の取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者、常務以上の役付取締役の選任は、取締役会の諮問機関である指名報酬委員会への諮問とその答申内容および監査等委員会の意見等を踏まえた上で、取締役会において決定いたします。なお、監査等委員である取締役(補欠の監査等委員である取締役を含む。)候補者は、指名報酬委員会への諮問とその答申内容を踏まえ、監査等委員会の同意を得た上で、取締役会において決定いたします。

法令・定款に違反する重大な事実が判明した場合の当該業務執行取締役の解職は、指名報酬委員会への諮問とその答申内容および監査等委員会の意見等を踏まえた上で、取締役会において決定いたします。

【原則3 - 1 - 5】

取締役の個々の選任理由は、以下のとおりです。

【取締役(監査等委員である取締役を除く。)の選任理由】

・平野 亘也

当行の国際部門・審査部門・経営企画部門を経て、2012年から専務、2015年から頭取を務めるなど、当行における豊富な業務経験と銀行経営に関する知見を有しているため、取締役として選任。

・杉田 浩二

当行の国際部門・営業戦略部門・経営企画部門・最重要拠点である宮崎地区の統括を経て、当行における営業戦略・経営戦略に豊富な知識と経験を有しているため、取締役として選任。

・河内 克典

当行の市場部門、経営企画部門での経験を活かし、当行の経営管理高度化に向けて主導的な役割発揮を期待し、取締役として選任。

・星原 一弘(新任)

当行重要拠点での支店長を歴任し、豊富な営業経験を有するとともに、人事部門を経て、人材育成においても豊富な知識と経験を有しているため、取締役として選任。

・山田 知樹(新任)

当行重要拠点での支店長を歴任し、豊富な営業経験を有するとともに、営業戦略部門の統括を経て、収益力強化において豊富な知識と経験を有しているため、取締役として選任。

・大坪 泰三

当行の社内取締役を5年経験し、十分な見識、能力を有しており、子会社を含めた当行グループ全体への主導的な管理監督機能の発揮を期待し、取締役として選任。

[監査等委員である取締役の選任理由]

・原口 哲二(新任)

代表取締役専務として当行の経営を主導した経験と豊富な営業店経験を活かし、取締役会、経営陣に対する能動的な権限行使を期待し、取締役監査等委員として選任。

・山下 耕司

営業店長および人事部門、審査部門、個人営業部門等の豊富な業務経験から、業務全般に精通しており、取締役会、経営陣に対する能動的・積極的な権限行使を期待し、取締役監査等委員として選任。

・山内 純子

全日本空輸(株)などで要職を歴任し、幅広い経験や知識を有しており、外部から見た経営全般に関する助言や、当行初めての女性役員として女性の登用推進についても有益な助言をいただけることを期待し、社外取締役監査等委員として選任。

・島津 久友

金融機関等での幅広い経験、実績があり、また、代表者として会社経営に関する知見も有しており、外部から見た経営全般に関する助言をいただけることを期待し、社外取締役監査等委員として選任。

・萩元 重喜

弁護士として法令等に関する専門的知見を有しており、その経験、見識を当行の経営に活かしていただくため、社外取締役監査等委員として選任。

・稲用 博美

宮崎県庁において、総務部門、総合政策部門を経て、副知事を4年間務めるなど、豊富な経験と幅広い見識を有しており、経営に対する高度な監視機能発揮を期待し、社外取締役監査等委員として選任。

[原則4 - 1]

法令上、取締役会における決議事項とすることが定められている事項およびこれに準ずる事項として、その重要性、性質に鑑み取締役会における決議事項とすることが適当であると認められる事項を除き、業務執行に関する決定を、代表取締役を始めとする経営陣に委任しております。具体的には、当該事項の重要性に応じて、経営陣幹部で構成される常務会決議によるもの、また、担当取締役の決裁によるもの、担当部長の決裁によるもの等、組織規程の業務分掌において規定しております。

[原則4 - 9]

(独立社外取締役の独立性の判断基準)

以下の事項に該当しない場合、当該社外取締役に独立性があると判断しております。

1. 過去10年間を含め、当行および当行グループ会社の業務執行者または職員である者。
2. 当行を主要な取引先とする者若しくはその業務執行者、または、当行の主要な取引先若しくはその業務執行者。ただし、ここでいう「取引先」には、国、県、市町村およびそれらに関連した公的機関は含みません。
3. 当行および当行グループから役員報酬以外に、過去3年間平均で年間1,000万円以上の金銭(寄付を含む)等を得ている者(例:コンサルタント、会計専門家、法律専門家等)。
4. 現在または過去1年間において、上記2および3に該当している者。
5. 配偶者、二親等以内の親族または同居者が、上記1から4に該当する者。

(独立社外取締役の任期)

独立社外取締役は、独立社外役員に最初に就任してから8年を超えて就任する場合は、その独立性について要件を満たさないものとしております。

(独立社外取締役の他社役員の兼職)

独立社外取締役は、当行以外の上場会社役員の兼務は原則3社以内としております。

[原則4 - 11 - 1]

(取締役の選任の方針)

取締役は、優れた人格、見識、能力および豊富な経験とともに、高い倫理観を有している者を選任する方針としております。
取締役候補者を決定するに際しては、性別、年齢、国籍、技能その他取締役会の構成の多様性に配慮し決定しております。

(指名手続)

取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者、常務以上の役付取締役の選任は、取締役会の諮問機関である指名報酬委員会への諮問とその答申内容および監査等委員会の意見等を踏まえた上で、取締役会において決定いたします。

なお、監査等委員である取締役(補欠の監査等委員である取締役を含む。)候補者は、指名報酬委員会への諮問とその答申内容を踏まえ、監査等委員会の同意を得た上で、取締役会において決定いたします。

[原則4 - 11 - 2]

独立社外取締役は、当行以外の上場会社役員の兼務は原則3社以内としております。また、取締役の重要な兼職の状況を「株主総会招集ご通知」の添付書類である「事業報告」や参考書類に記載、開示しております。

現在の取締役の上場会社役員の兼任状況は以下のとおりです。

山内 純子

株式会社ミクニ 社外監査役

島津 久友

株式会社ハンズマン 社外監査役

【原則4-11-3】

当行は、取締役会がその役割・責務を果たす上で重要と考えられる、規模、構成、運営方法、審議状況、支援体制などの事項につき、各取締役（独立社外取締役を含む）に対するアンケート方式での自己評価を踏まえ、取締役会全体の実効性について分析・評価を行っております。

2019年度においても、取締役会の実効性は確保されていると評価しておりますが、今回までの自己評価の結果を踏まえて、来年度以降の審議に活かし、さらなる実効性強化を図ってまいります。

【原則4-14-2】

取締役がその役割・責務を適切に果たしていくうえで必要な知識・情報を取得、更新できるよう、就任時に加え、就任後も継続的に外部機関が提供する講習なども含め必要な機会を提供、斡旋するとともにその費用を支援することとしております。

新任取締役は、就任後に、外部機関等による研修プログラムに参加するとともに、経営戦略、財務状態等重要な事項につき説明を受けることとしております。

また、取締役は、その役割を果たすために、財務状態、法令遵守、コーポレートガバナンスその他の事項に関して、常に能動的に情報を収集し、研鑽を積むこととしております。

【原則5-1】

（株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する基本方針）

株主・投資家との双方向の建設的な対話を促進し、これにより、持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けた実効的なコーポレートガバナンスの実現を図ることを、最重要課題の1つと位置付けております。このような考え方に基づき以下の項目について取組んでおります。

（1）株主との対話に関する担当者の指定

経営企画部長をIR担当として指定し、以下の施策を含む株主・投資家との対話の促進に向けた取組みに関する総括業務を委嘱する。経営企画部長は、各部署に指示を行う。

（2）行内部署の有機的な連携のための方策

株主・投資家との対話の促進に向け、行内横断的にその取組みに努める。当該対話において認識された課題について、広く行内にこれを共有するとともに、適切な担当部署への連絡をはじめとする行内の連携を図るために必要な事項を定める。

（3）個別面談以外の対話の手段に関する取組み

株主総会を株主との重要な対話の場と位置付け、株主総会において、事業に関する十分な情報開示の確保をはじめ、株主からの信任を得られるような運営に努める。

また、定期的にスモールミーティングや、地域IR等を開催することにより、株主・投資家とのコミュニケーションの実現に努める。

（4）株主の意見・懸念のフィードバックのための方策

株主・投資家との対話において把握された意見等をとりまとめ、その重要性や性質に応じ、これを経営陣幹部や取締役会に報告する体制を整備する。

（5）インサイダー情報の管理に関する方策

株主・投資家の実質的な平等性を確保すべく、公平な情報開示に努める。また、重要情報については、適時かつ公平にこれを広く開示することとし、一部の株主・投資家に対してのみこれを提供することがないよう、その情報管理の徹底に努める。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	663,800	3.85
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	499,500	2.89
宮崎銀行従業員持株会	468,176	2.71
株式会社福岡銀行	457,818	2.65
日本生命保険相互会社	441,587	2.56
明治安田生命保険相互会社	440,201	2.55
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	389,026	2.25
株式会社鹿児島銀行	386,998	2.24
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	377,000	2.18
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	327,600	1.90

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 第一部、福岡 既存市場

決算期

3月

業種	銀行業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	18 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長 更新	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数 更新	12 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
山内 純子	他の会社の出身者								○			
島津 久友	他の会社の出身者								○			
萩元 重喜	弁護士								○			
稲用 博美	その他								○			

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山内 純子	○	○	山内純子氏は、個人として当行と取引がありますが、与信取引はなく、一般的な預金取引のみであります。	当行と山内氏本人との間において、当行の意思決定に対して影響を与える取引関係はないことから、独立性に問題はなく、中立公正な立場を保持していると判断しているため、独立役員に選任しております。
島津 久友	○	○	島津久友氏は、当行の取引先である島津山林(株)および(株)島津茶園の代表取締役であります。当行と島津氏本人ならびに島津山林(株)、(株)島津茶園との間に取引がありますが、与信取引はなく、一般的な預金取引のみであります。	当行と島津氏本人ならびに島津山林(株)、(株)島津茶園との間において、当行の意思決定に対して影響を与える取引関係はないことから、独立性に問題なく、中立公正な立場を保持していると判断しているため、独立役員に選任しております。

萩元 重喜	○	○	萩元重喜氏は、2001年1月4日から2016年5月31日まで当行の顧問弁護士の任に当たっていただいております、その間顧問契約に基づく顧問料を支払っております。 また、個人として当行と取引がありますが、与信取引はなく、一般的な預金取引のみであります。	当行は、社外役員の独立性基準を制定しており、萩元氏は当該基準に基づく独立社外取締役等に該当しております。 また、当行と萩元氏本人との間において、当行の意思決定に対して影響を与える取引関係はなく、中立公正な立場を保持していると判断しているため、独立役員に選任しております。
稲用 博美	○	○	稲用博美氏は、2017年3月まで宮崎県副知事を歴任されておりました。また、2017年4月からは、公立大学法人宮崎県立看護大学理事長に就かれています。 当行と稲用氏本人ならびに同大学との間に取引がありますが、与信取引はなく、一般的な預金取引のみであります。	当行は、社外役員の独立性基準を制定しており、稲用氏は当該基準に基づく独立社外取締役等に該当しております。 また、当行と稲用氏本人との間において、当行の意思決定に対して影響を与える取引関係はなく、中立公正な立場を保持していると判断しているため、独立役員に選任しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	6	2	2	4	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

取締役および従業員は、監査等委員会の職務を補助すべき従業員の人事異動・人事評価・懲戒処分等に際しては、監査等委員会の同意を得るものとしております。また、監査等委員会の職務を補助すべき従業員は業務の執行に係る職務を兼務しないものとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会の直属である監査部が、監査等委員会の指揮の下、監査を実施し結果を報告する等の連携を図るとともに、年度毎の監査計画に基づき、非監査部門から独立した立場から内部管理体制の適切性、有効性について総合的・客観的に評価・検証を行い、その内容については、監査等委員会、頭取へ報告後、常務会に報告を行い、取締役会には監査等委員会が報告を行う体制としております。

監査等委員会は会計監査人と監査計画および進捗状況等の定例会議を開催するとともに、監査結果報告における内部統制の整備状況等について意見交換を実施するなど、緊密な連携を図っております。

また独立した内部監査部門である監査部も、会計監査人に内部監査結果を報告するとともに、内部統制監査等について意見交換を実施するなど、緊密な連携を図っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名報酬委員会	6	2	2	4	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名報酬委員会	6	2	2	4	0	0	社外取締役

補足説明 更新

当行は、取締役の指名・報酬に係る、取締役会の機能の独立性・客観性の説明責任を強化し、コーポレートガバナンス体制のより一層の充実を図ることを目的として、取締役会の下にその諮問機関としての指名報酬委員会を設置しております。

指名報酬委員会は、以下の事項について、取締役会に答申を行います。

- (1) 取締役の選任および解任に関する株主総会議案

(2)代表取締役および役付取締役の選任および解職に関する取締役会議案

(3)取締役の報酬等の総枠および取締役の個人別の報酬等の内容

(4)その他、取締役会から諮問を受けた事項、経営に関する重要事項として、指名報酬委員会が必要と認めた事項

指名報酬委員会は、取締役会の決議により選定した当行の取締役(以下、「委員」という。)をもって構成し、監査等委員である取締役を選定する場合は、監査等委員会との協議を要するものとしております。また、指名報酬委員会の委員は3名以上とし、その過半数を独立社外取締役とするともに、指名報酬委員会の委員長は、指名報酬委員会の決議により、独立社外取締役である委員の中から選定します。

【独立役員関係】

独立役員の人数

4名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

役員報酬制度の見直しとして、2013年6月27日開催の定時株主総会決議により、役員退職慰労金制度を廃止し、株式報酬型ストックオプション制度を導入いたしました。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、その他

該当項目に関する補足説明

ストックオプションの付与対象者は、社内取締役のうち監査等委員である取締役および非常勤取締役以外の取締役であります。また、委任型執行役員制度の導入に伴い、執行役員をストックオプションの付与対象者に含めております。

監査等委員である取締役および非常勤取締役以外の取締役ならびに執行役員の業績および企業価値向上への貢献意欲、ならびに株主重視の経営意識を従来以上に高めることを目的としております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

役員報酬等の内容(2019年4月1日～2020年3月31日)

1. 取締役に支払った報酬額

監査等委員でない取締役 9名 182百万円

監査等委員である取締役 6名 70百万円(うち社外取締役4名 22百万円)

支給人数には、第134期定時株主総会終結の時をもって退任した監査等委員でない取締役4名を含んでおります。

報酬等には、役員賞与引当金繰入額37百万円(監査等委員でない取締役26百万円、監査等委員である取締役10百万円)および新株予約権に関する報酬等の額29百万円(監査等委員でない取締役29百万円)を含んでおります。

2. 上記の他に、使用人兼務取締役の使用人としての報酬21百万円を支給しております。

3. 2019年度において支給された役員報酬等の定款または株主総会で定められた報酬限度額は、監査等委員でない取締役年額300百万円、監査等委員である取締役100百万円であります。また、第131期定時株主総会で定められた取締役に対する新株予約権(株式報酬型ストックオプション)に関する報酬等の限度額は、上記とは別枠にて年額70百万円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無 更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当行では、2013年6月27日開催の定時株主総会の決議により、取締役の業績および企業価値向上への貢献意欲、ならびに株主重視の経営意識を従来以上に高めることを目的として、役員退職慰労金制度を廃止し、株式報酬型ストックオプション制度を導入しました。

また、あわせて監査役に対する役員退職慰労金制度を廃止しました。

さらに、当行は2016年6月24日開催の定時株主総会の決議をもって監査等委員会設置会社に移行したことから、役員に対する報酬等は監査等委員でない取締役に対する「基本報酬」、「役員賞与」および「ストックオプション報酬」、監査等委員である取締役に対する「基本報酬」および「役員賞与」で構成されております。

「基本報酬」および「役員賞与」については、2016年6月24日開催の定時株主総会の決議をもって、取締役全員の報酬年額の最高限度額（監査等委員でない取締役9名 年額300百万円、監査等委員である取締役6名 年額100百万円）を決定しており、株主の監視が働く仕組みとなっております。また、「ストックオプション報酬」については、2016年6月24日開催の定時株主総会の決議をもって、監査等委員でない取締役に対する新株予約権（株式報酬型ストックオプション）に関する報酬等の限度額（年額70百万円）を決定しております。

監査等委員でない取締役の報酬等の額は、株主総会で決議された額の範囲内において、監査等委員会の意見等を踏まえた上で、取締役会において決定いたします。監査等委員である取締役の報酬等は、株主総会で決議された額の範囲内において、監査等委員会の協議により決定いたします。

また役員賞与の額は、株主総会の決議による取締役全員の報酬年額の最高限度額の範囲内で、監査等委員会の意見等を踏まえた上で取締役会により決議された支給総額に基づいており、監査等委員でない取締役の支給額は、監査等委員会の意見等を踏まえた上で取締役会により決定しております。監査等委員である取締役の支給額は監査等委員会の協議により決定しております。

当事業年度の、監査等委員でない取締役の報酬等の額は2019年6月開催の取締役会において決定しており、監査等委員である取締役の報酬等の額は2019年6月開催の監査等委員会において決定しております。また、役員賞与の支給総額は2020年5月開催の取締役会において決定しており、監査等委員でない取締役の支給額は、2020年6月開催の取締役会において決定、監査等委員である取締役の支給額は2020年6月開催の監査等委員会において決定しております。

当行は、2019年5月14日開催の取締役会決議に基づき、2019年6月27日より指名報酬委員会を設置しております。取締役の報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化し、コーポレートガバナンス体制のより一層の充実を図ってまいります。

【社外取締役のサポート体制】

監査等委員会室に専属のスタッフを配置し、社外取締役を含めた監査等委員である取締役の職務執行を補佐しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

当行は、2016年6月24日開催の定時株主総会において定款の変更が決議されたことにより、同日付をもって監査等委員会設置会社へ移行しております。

これにより、取締役の職務の執行に対する監査・監督機能の強化を図り、コーポレート・ガバナンス体制をより一層充実させるとともに、権限委譲により迅速な意思決定を行い、経営の効率性を高めることにより更なる企業価値向上を図ることとしております。

当行は、2019年5月14日開催の取締役会決議に基づき、2019年6月27日より委任型執行役員制度を導入しております。これにより、経営の意思決定・監督と業務執行を分離することを通じて、取締役会における経営の意思決定・監督に係る機能の強化を図るとともに、執行役員が業務執行に専念・特化することにより、業務執行に係る機能の迅速化を図ることとしております。

さらに、当行は、2019年5月14日開催の取締役会決議に基づき、2019年6月27日より指名報酬委員会を設置しております。これにより、取締役の指名・報酬等に係る、取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化し、コーポレートガバナンス体制のより一層の充実を図ることとしております。

業務運営に関しましては、取締役会および執行役員会議ならびに常務会において、当行ならびにグループ全体の重要事項に関する的確かつ迅速な意思決定を行い、急激に変化する経営環境に対応できる経営体制をとっております。なお、取締役の業務執行については、監査等委員会による監督および監査が行われております。

当行は監査等委員会設置会社の体制をとっており、各監査等委員は議決権を有する取締役として取締役会に出席するほか、常勤の監査等委員が常務会に出席するなど、業務全般の監査・監督機能の強化を図ることとしております。

当行は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間において、同法423条第1項に定める責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、銀行に対して損害賠償責任を負う旨の責任限定契約を締結しております。

各種委員会につきましては、法令等遵守状況のチェック、問題点および課題の対応策を検討するための機関として常務会メンバーおよび関係部長をメンバーとする法令等遵守委員会を設置しております。また、多様化する各種リスクの管理状況を統括的に把握し、適切にリスク管理態勢の構築を図ることによる経営の健全性確保と収益性確保を目的に、常務会メンバーおよび関係部長をメンバーとするリスク管理委員会を設置しております。さらに、市場リスクや信用リスク等に対する自己資本の配賦および各リスクの限度額の設定・管理を行う等、効率的な資金の調達・資産の最適配分を図ることにより、経営の健全性および収益の安定確保を目的として、常務会メンバーおよび関係部長をメンバーとするALM委員会を設置しております。

内部統制の仕組みにつきましては、業務上発生するリスクへの対応に関して、リスク管理の統括部署および各リスク管理担当部署を明確に定め、相互牽制機能を十分発揮させる体制としております。

また、監査等委員会の直属である監査部が、監査等委員会の指揮の下、監査を実施し結果報告する等の連携を図るとともに、年度毎の監査計画に基づき、非監査部門から独立した立場から内部管理体制の適切性、有効性について総合的・客観的に評価・検証を行い、その内容については、監査等委員会、頭取へ報告後、常務会に報告を行い、取締役会には監査等委員会が報告を行う体制としております。

会計監査につきましては、監査等委員会は会計監査人と監査計画および進捗状況等の定例会議を開催するとともに、監査結果報告における内部統制の整備状況等について意見交換を実施するなど、緊密な連携を図っております。

また、独立した内部監査部門である監査部も、会計監査人に内部監査結果を報告するとともに、内部統制監査等について意見交換を実施するなど、緊密な連携を図っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当行は、2016年6月24日開催の定時株主総会において定款の変更が決議されたことにより、同日付をもって監査等委員会設置会社へ移行しております。

これにより、取締役の職務の執行に対する監査・監督機能の強化を図り、コーポレート・ガバナンス体制をより一層充実させるとともに、権限委譲により迅速な意思決定を行い、経営の効率性を高めることにより更なる企業価値向上を図ることとしております。

また、社外取締役が過半数を占める監査等委員会が独立・公正な立場で監査等委員でない取締役の職務執行に対する有効性、効率性の検証を行う等、経営監視に対して客観性および中立性が確保できており、株主からの負託を受けた実効性のある経営の監視機能を十分に発揮できる体制が整っているものと判断しております。

1. 監査等委員である社外取締役は、以下のとおり、経営監視機能の客観性および中立性を確保しております。

- (1) 法令、企業統治等に関して専門的な知見を有しており、職歴、経験、知識等を生かして、適法性の監査に留まらず、外部の立場から経営全般について助言を行っております。
- (2) 外部からの視点で、議決権を有する取締役として取締役会に参加することにより、監査等委員でない取締役の職務執行の状況について明確な説明を求めることとなり、経営監視の実効性を高めております。

2. 経営監視機能の強化に係る具体的な体制および実行状況は、以下のとおりです。

- (1) 監査等委員を補助する専属の従業員を配置するなど、それを支える十分な人材および体制を確保し、内部統制システムが適正に機能する

体制を整えております。

(2)法令、定款違反や株主利益を侵害する事実の有無等の監査により、経営監視の強化に努めております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2020年6月25日開催の「第135期定時株主総会」の招集通知は、法定期日の1週間前の2020年6月3日に発送いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	電磁的方法による議決権の行使を可能にしております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームを利用しております。
招集通知(要約)の英文での提供	英文招集通知を当行ホームページ、東京証券取引所及び議決権電子行使プラットフォームに提供しております。
その他	報告事項の説明に映像を使用するなど、株主の皆さまに対する説明に配慮した対応に努めております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者 自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算発表後に実施しております。 ただし、2020年3月期の決算説明会については、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止し、IR資料のホームページ掲載のみとしております。	あり
IR資料のホームページ掲載	IR資料のほか、決算短信、決算説明資料およびディスクロージャー誌等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部をIR担当部署とし、経営企画部長をIR担当として指定しております。	
その他	宮崎県内主要5地区および鹿児島県内主要1地区において、決算内容説明会を年1回実施しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当行は、「郷土とともにある地方銀行」の経営姿勢を堅持するとともに地域社会の要請に積極的に対応していくことを経営方針としております。また、株主を含むステークホルダーの利益を考慮し、それらステークホルダーと適切に協働することを基本方針としております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

〔内部統制システムに関する基本的な考え方およびその整備状況〕

当行では、取締役会において会社法第399条の13第1項第1号ロに規定する「監査等委員会の職務の執行のため必要なものとして法務省令で定める事項」および同ハに規定する「取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」について、以下のとおり決議しております。

なお、本方針は年1回あるいは必要に応じて見直しを行うことにより、内部統制の充実強化を図ることとしております。

1. 当行の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
以下により、取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するものとする。
 - (1) 企業活動の根本理念として「行是綱要」、具体的な行動規範として「みやぎんフィロソフィ」を定める。従業員向けには「就業規則並びに付属規程」を定め、実質的な行動の際の指針とする。
 - (2) コンプライアンス態勢として「法令等遵守方針」、法令等遵守基準として「行動憲章」を設け、コンプライアンス態勢に係る規程として「法令等遵守規程」、手順書として「法令等遵守マニュアル」を定める。
 - (3) コンプライアンスの徹底を図るため、リスク統括部に「法務室」を設置し、コンプライアンスに係る統括部署として位置付け、コンプライアンスに関する情報等の一元管理を行い、定期的に「法令等遵守委員会」を開催して「取締役会」に付議・報告する態勢とする。
 - (4) 取締役会がコンプライアンスに関する年度(または半期)計画を策定し、これに沿ってリスク統括部法務室および各業務所管部が従業員教育を展開するとともに、各部署の日常的な活動状況のチェックおよび指導を実施する。
 - (5) リスク統括部法務室を事務局とするコンプライアンスに係るリスク・ホットライン(内部通報制度)を設け、当行役職員およびその他の人材派遣社員が、リスク統括部法務室またはリスク・ホットラインの通報および相談窓口を委託した行外受付窓口に通報、相談できる仕組みとする。
 - (6) リスク統括部および監査部は、日頃から連携して、全行のコンプライアンス態勢およびコンプライアンス上の問題の有無の調査にあたる。
 - (7) 反社会的勢力への対応に関する基本方針を定め、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係および利益供与を排除し、当行の顧客等の被害を防止するため、毅然とした態度で組織的に対応する。
 - (8) マネー・ロンダリングおよびテロ資金供与対策に関する基本方針を定め、犯罪組織やテロ組織への資金流入を未然に防ぎ、安全で利便性が高い金融サービスを維持し、犯罪組織やテロ組織に利用させない体制を構築する。
2. 当行の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
以下により、取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理を行うものとする。
 - (1) 法令および別途定める社内規則の規程に基づき、取締役会議事録ほかその重要度に応じて、決裁文書等の経営情報文書(電磁的記録を含むものとする)に関連資料とともに保存する。
 - (2) 前項に定める文書の保存期間および保存場所は、法令および別途定める社内規則の規程に基づき定める。
3. 当行の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当行のリスク管理を体系的に定めた「内部管理基本方針」「リスク管理基本方針」を制定し、経営の健全性の確保と収益性の向上に取り組む。多様化・高度化するリスクを統合的に管理する部署としてリスク統括部を設置し、情報管理についてもリスク統括部内に情報管理室を設け、セキュリティを確保する。またリスク管理委員会を設置し、リスク全般に関して審議を行い経営の健全性の向上に努める。
リスク管理の規程では、全てのリスク管理の基本となるリスク管理基本方針に基づき、「統合的リスク管理規程」「自己資本管理規程」「信用リスク管理規程」「市場リスク管理規程」「流動性リスク管理規程」「オペリスク管理規程」「事務リスク管理規程」「システムリスク管理規程」「情報セキュリティ・リスク管理規程」「法務リスク管理規程」「人的リスク管理規程」「有形資産リスク管理規程」「風評リスク管理規程」を定める。また情報セキュリティについては、「情報セキュリティ基本方針」および具体的な管理手法を「情報セキュリティ基本規程」に定める。
4. 当行の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役の職務執行の効率化を図るため、常務会、担当取締役制などの体制を整備する。また取締役会は、経営の執行方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定し、業務執行状況を監督する。
5. 次に掲げる当行および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当行を含む銀行グループにおける業務の適正は、以下により確保する。
 - (イ) 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当行への報告に関する体制
 - (1) 当行は、「グループ会社運営規程」に基づき、グループ会社に対して、業績や財務状況その他の重要な情報について、当行への定期的な報告を義務づける。
 - (2) 当行は、グループ会社の経営状況等を協議するため、当行のグループ会社担当取締役およびグループ会社の代表取締役等が参加する経営協議会を定期的に開催する。
 - (ロ) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 当行は、「グループ会社リスク管理規程」に基づき、リスクカテゴリー別に所管部署を定め、グループ会社のリスクを適切に管理・監視する。
 - (2) 当行は、グループ会社に対して、リスクカテゴリー別の管理状況について、定期的な報告を義務づける。
 - (3) 「内部監査規程」に基づき、監査部がグループ会社のリスク管理の状況、規程等の遵守状況、社内検査の状況等について監査する。
 - (4) リスク統括部は、グループ会社のリスク管理状況について、リスク管理委員会および取締役会に定期的に付議または報告する。また、重要な事象が発生した場合も必要に応じて付議または報告する。
 - (ハ) 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 当行の取締役からグループ会社担当取締役を決め、事業の総括的な管理を行う体制とする。
 - (2) 当行との連携を密にし、当行の経営方針を徹底するため、当行のグループ会社担当取締役およびグループ会社の代表取締役等が参加する経営協議会を定期的に開催する。
 - (ニ) 子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 当行は、グループ会社に対して、当行の「法令等遵守方針」に則り「法令等遵守規程(マニュアル)」を作成し、その遵守状況について、定期的に報告することを義務づける。
 - (2) リスク統括部は、グループ会社の法令等遵守状況について、法令等遵守委員会および取締役会に定期的に付議または報告する。また、重要な事象が発生した場合も必要に応じて付議または報告する。
 - (3) グループ会社のリスク・ホットラインについては、グループ会社の役職員が、当行のコンプライアンス部門であるリスク統括部法務室またはリスク・ホットラインの通報および相談窓口を委託した行外受付窓口に通報、相談できる制度を設ける。
 - (4) 当行およびグループ各社において財務報告の適正性を確保するため、「財務報告に係る内部統制基本方針」を定める。

6. 当行の監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項
監査等委員会がその職務を補助すべき取締役および従業員を置くことを求めた場合には、経営執行部門と独立した監査等委員会の職務を補助する者を置くものとする。
7. 前号の取締役および使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
取締役および従業員は、前号の補助者の人事異動・人事評価・懲戒処分等に際しては、監査等委員会の同意を得るものとする。また、前号の補助者は業務の執行に係る職務を兼務しない。
8. 次に掲げる当行の監査等委員会への報告に関する体制
 - (イ)当行の取締役(監査等委員である取締役を除く。)および使用人が当行の監査等委員会に報告をするための体制
 - (1)取締役(監査等委員である取締役を除く。)および従業員は、社内規程等に基づき、監査等委員会に対し、法定事項以外にも法令等遵守およびリスク管理上重要な事項については報告するものとする。
 - (2)監査部は、グループ会社を含めた監査の結果について、監査等委員会に対し定期的に報告するものとする。
 - (3)リスク統括部は、グループ会社のリスク管理状況や法令等遵守状況も含めて、監査等委員の参加するリスク管理委員会、法令等遵守委員会、取締役会に定期的に付議または報告する。また、各部署は、グループ会社に関する事項も含め、社内規程等に定められた事項、重要な事項につき、監査等委員に直接報告するものとする。
 - (ロ)子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当行の監査等委員会に報告をするための体制
リスク統括部法務室は、リスク・ホットラインに基づき通報された内容およびその調査結果について、監査等委員の参加する法令等遵守委員会において定期的に報告する。また、重要な事案が発生した場合、必要に応じて監査等委員に対し直接報告するものとする。
9. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
リスク・ホットライン規程に基づき、通報者等(通報者に協力した者および調査に積極的に協力した者を含む)に対して、相談または通報したことを理由として解雇その他いかなる不利益な取扱い(懲戒処分、降格、減給等)も行わない。
10. 当行の監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査等委員の職務の執行について生ずる費用等の支払いのため、毎年、一定額の予算を設ける。
11. その他当行の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1)代表取締役と監査等委員との相互認識
代表取締役は、監査等委員会と定期的に会合をもち、当行が対処すべき課題、監査等委員会監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、監査等委員との相互認識を深めるよう努力するものとする。
 - (2)監査等委員会と内部監査部門との関係
内部監査部門である監査部は、監査等委員会の直属とする。
監査部の監査結果等については、監査等委員会、頭取への報告後、常務会に報告する。なお、取締役会には監査等委員会が報告する。
監査部長の人事異動・人事評価・懲戒処分等に際しては、監査等委員会の同意を得るものとする。
監査部監査は監査等委員会の指揮の下で行う。また、頭取も必要に応じ指揮命令ができる。監査等委員会と頭取の指示に齟齬ある場合は、監査等委員会の指示を優先する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

【反社会的勢力排除に向けた基本的考え方およびその整備状況】

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当行は、反社会的勢力排除に向け、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係および利益供与を排除し、当行の顧客等の被害を防止するため、毅然とした態度で組織的に対応する。
2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況
当行は、法令等遵守規程に反社会的勢力とは断固として対決することを定めているほか、法令等遵守マニュアル等にて、反社会的勢力への対応体制および具体的な対応要領等を定め、役職員へ周知徹底している。
また、必要に応じて本部関連部署および警察当局等との連携・協力体制のもと、反社会的勢力との取引排除に向け組織的に取り組んでいる。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【適時開示体制の概要】

当行は、経営企画部を適時開示の担当部署としており、有価証券上場規程第417条に基づく情報取扱責任者として経営企画部長を任命しております。

経営企画部は、取締役会への付議事項の立案およびその執行に関する事項の決定等を行う常務会の事務局、経営方針の企画および立案等を行う企画担当、連結財務諸表および財務諸表の作成を行う経理担当、関係会社(6社)の業務運営を統括管理する関係会社担当および広報を統括する広報担当の各部署を有し、適時開示の検討対象となる会社情報(決定事実に関する情報、発生事実に関する情報および決算に関する情報等)を収集する体制となっております。

経営企画部は、適時開示の検討対象となる会社情報について、有価証券上場規程等に基づき、適時開示の必要性を検討し、適時開示を行う必要があると判断した場合には、担当取締役の開示内容、開示時期およびその方法等を起案するとともに、代表者および他の経営陣並びに監査等委員会に対して報告を行い、速やかに開示を行う体制となっております。

なお、適時開示の検討対象となる会社情報の収集とその検討に当たりましては、内部者取引未然防止規程を制定し、整備運用しております。

